

長野市子どもの体験・学び応援事業
参画パートナー募集要項（体験プログラム用）

長野市こども未来部こども・若者政策課

長野市は、市内に居住している小学1年生から中学3年生の子どもに対して、スポーツや文化芸術、自然体験、民間の各種教室などで利用できる電子ポイント（以下、「ポイント」という。）を付与します。ついては、ポイントの利用先として参画する団体及び個人（以下、「参画パートナー」という。）を、以下のとおり募集します。

1. 令和8年度の事業概要

(1) 利用対象者

市内に居住している小学1年生から中学3年生までの子ども

(2) ポイント付与額・利用期間

付与額：子ども一人あたり3万円分

利用期間：令和8年4月6日～令和9年3月31日まで

(3) 注意事項

- ・ポイントはオンラインで利用できるものを提供します。利用者及び参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等のインターネットに接続できる機器で利用手続きを行います。（オンラインでの利用手続きが難しい方は、郵送など別途定める方法によりポイント利用にかかる手続きが可能です。）
- ・ポイントは、利用期間内に提供される体験プログラム（以下、「プログラム」という。）の支払いに利用できるものとします。
- ・参画パートナーがポイント利用者とそれ以外の児童・生徒に同じプログラムを提供する場合、ポイント利用者のみ手数料を上乗せすること等はできません。
- ・参画パートナーのポイント利用手続きについては、「6. ポイント利用にかかる手続き」を確認してください。

2. 登録の条件・申請方法等

参画パートナーになるためには登録申請が必要です。次の「(1) 登録の条件」に該当することを確認のうえ、「(2) 登録申請」をしてください。

(1) 登録の条件

次のすべての要件を満たしている団体や個人が対象です。法人格の有無や法人種別は問いません。

▼申請者の要件

- ① 本事業の趣旨・目的に賛同し、子どもたちが自分の好きな活動を見つけ、自己肯定感を育みながら成長できる良質な環境とプログラムを提供すること
- ② 利用者の安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保していること
(例) プログラムを提供する場所が、児童・生徒だけの夜間の立ち入りが制限されているような施設(カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ等)でないこと
- ③ 提供するプログラムの対象者を特定の個人に限定せず、一般の利用を受け付けていること
- ④ 活動中の事故やけがの発生に細心の注意を払い、万が一事故発生時は、傷害・賠償等の保証を担保すること
- ⑤ 運営事務局が実施するアンケートやヒアリング調査に協力すること
- ⑥ 代表者が明確であり、本募集要項に規定する事業の遂行能力が見込まれること
- ⑦ 個人情報の保護について万全を期していること
- ⑧ 公序良俗に反する活動をしていないこと
- ⑨ 「実施要綱」並びに「参画パートナー規約」、「参画パートナー募集要項」を遵守すること

▼体験プログラムの要件

- ① プログラムを提供する形式が、次のいずれかに該当すること
 - ・体験型：特定の場所に子どもを集め、集団や個別で指導(指南、監督等)を行うもの
(例) 料理体験プログラム・スキーキャンプなど
 - ・観覧型：長野市内の特定の場所(ホールやスタジアム)に子どもを集め、以下に定めるスポーツの観戦や音楽・芸術の鑑賞等を行うもの
 - (ア) 長野市内に拠点を置くプロスポーツチームの公式戦の観戦
 - (イ) 事前に料金を明示して開催される音楽・芸術の鑑賞イベント
 - (ウ) 博物館(美術館・動物園・植物園を含む)の展示物鑑賞
 - (エ) 長野市が特に認める市有施設の利用
 - (オ) 長野市が運営に関わる講演会・セミナー

※ 映画館やスポーツバー等、映像等を通じて間接的に観覧する形態は含みません。

※ 障がい等の特別な事情のある利用者に向けたプログラムについては、上記の形式以外でも登録を認める場合があります。
- ② 原則として長野市内を中心としてプログラムの提供を行うものであること
※市内では体験できないプログラムの場合等、市外で提供するプログラムも認める場合があります。
- ③ 提供するプログラムの内容が、次のいずれかに該当すること
 - ・文化活動またはスポーツ活動の類で、小・中学校学習指導要領の趣旨に沿うもの
(例) 文化：音楽、造形・工作、英会話、習字・書道、料理、プログラミングなど
スポーツ：球技、水泳、ダンス・バレエ、体操、ウィンタースポーツなど
 - ・自然体験や社会体験等の活動で小・中学校学習指導要領の趣旨に沿うもの
 - ・上記プログラムのほか長野市長が特に認めるもの
- ④ 原則として有償のプログラムであり、ポイント利用期間内にプログラムの実施が完結するもの

※社会貢献や地域貢献を目的としたプログラムで、習い事への入会やサービスの利用を斡旋しないものに限
り、無償のプログラムについても登録を認める場合があります。

(2) 登録申請

- ① 「みらいハッ！ケン」プロジェクト専用サイトからメールアドレスを登録し、仮アカウントを作成してください。
- ② メールに記載された URL から参画パートナー登録申請画面へ進み、Web フォームに必要事項を入力の上、運営事務局までご提出ください。
- ③ その際、次の必要書類をご準備いただき、Web フォームへのデータ（PDF、写真データ等）添付、又はホームページ等の URL の入力をお願いいたします。

▼事業者登録申請フォーム

<https://nagano-hakken.jp/provider/form/>



▼必要書類

	必要書類
①	[法人の場合]：法人の登記事項証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの） [任意団体の場合]：団体規約および役員名簿 [個人事業主の場合]：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
②	活動内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等） ※ ホームページに同内容が記載されている場合は、URL の入力で代えられます。
③	支払先となる口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）

※その他、必要に応じて事務局から追加書類の提出を依頼する場合がございます。

▼「みらいハッ！ケン」プロジェクト専用サイト

<https://nagano-hakken.jp>



※令和8年度中に登録ご希望の場合は、令和9年3月17日18時までを目途にご申請ください。

※インターネット環境等の事情で、Web フォームからの申請が困難な方は、運営事務局までご連絡ください。
郵送での申請方法をご案内いたします。

(3) 実地調査

運営事務局は、必要に応じて申請者の所在地及び活動場所等を訪問し、面談等を実施した上で登録を決定します。なお、実地調査は登録決定後も必要に応じて実施する場合があります。

※調査が必要な場合は、事前に連絡いたします。

(4) 登録受理通知

登録が完了しましたら「登録受理通知」をメールにてお送りします。

※登録申請受付後、2週間程度で通知する予定です。なお、書類に不備がある場合はこの限りではありません。

3. 登録の期間

- ・登録期間は、「登録受理通知」に記載の登録受理日から令和9年3月31日までとします。
- ・ただし、令和9年3月31日までに長野市からの通知がない場合、または参画パートナーより登録抹消の届出がない場合は、さらに1年間登録期間を延長するものとし、それ以後も同様とします。

4. 情報の公開

運営事務局は、参画パートナーの名称、実施場所、連絡先、プログラム内容等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。なお、申請時に公開情報として明示した項目以外の情報は、参画パートナーの同意をいただくことなく、書面またはホームページにおいて公開いたしません。

5. ポイントの利用範囲

(1) 利用できる費用

ポイントを利用することができる費用は、利用者本人に係る次の費用とします。

- ① 参加費、体験料、入場料、その他プログラムの対価として支払う費用
- ② プログラムを利用するために必要不可欠な教材・教具等の費用で、参画パートナーにその支払いを行う費用（ただし、②のみでの利用は不可）
- ③ その他、長野市が認める費用

(2) 利用できない費用

次の費用にポイントを利用することはできません。

- ① 参画パートナー以外に支払う費用
- ② プログラムを利用するために必要でない物品の費用
- ③ 本事業の趣旨に反する費用
- ④ その他、長野市が不相当と認める費用

6. ポイント利用にかかる手続き

(1) 登録タイプ

ポイント利用の流れは、登録タイプによって異なります。次のいずれかを申請時に選択してください。

※「参画パートナー登録説明資料（概要）」も併せてご確認ください。

▼直接受付タイプ

- ・プログラムの予約は、参画パートナーご自身で受け付けます。本事業の Web ページからの予約はできません。
- ・利用者は参画パートナーへ電話やメール等で連絡し、直接申込みを行います。
- ・参画パートナーは、本事業の Web ページでポイントの利用登録データの作成が必要です。
- ・利用者が、プログラム費用の一部をポイントで支払うことが可能です。そのため利用者が現金と併用してポイントを使い切りたいというニーズに対応できます。ポイント不足時の取り扱いについては、参画パートナーご自身でご判断ください。

▼専用サイト受付タイプ

- ・プログラムの予約は、本事業の Web ページで受け付けます。
- ・参画パートナーには、申込みがあった旨をメールで通知します。
- ・参画パートナーは、本事業の Web ページでポイントの利用登録データの確定が必要です。
- ・利用者が、プログラム費用を全額ポイントで支払う場合のみ対応可能です。そのため費用が 3 万円を超えるプログラムは対応できません。

(*) 二次元コードによる受付について

事前予約なしでプログラム実施場所において利用を受け付ける場合、二次元コードでの受付が可能です。

- ・ポイントの利用手続きは利用者自身が行います。
- ・参画パートナーは、利用に必要な二次元コードをプログラムの実施場所等に掲示します。
- ・参画パートナーには、申込みがあった旨をメールで通知します。
- ・参画パートナーは、本事業の Web ページでポイントの利用登録データの確定が必要です。
- ・直接受付タイプ、専用サイト受付タイプのいずれの場合でも利用可能です。

(2) ポイント利用

登録タイプ別で、次の方法によりポイント利用にかかる手続きを行うこととします。

▼直接受付タイプ

- ① 参画パートナーは、パソコンやスマートフォン等を用いて Web ページにアクセスし、利用者コード、ポイント利用日、利用するポイント数等を入力して利用登録データを作成します。
- ② 利用者は、①で作成された利用登録データを確認し、ポイント利用の承認作業を行います。
- ③ 長野市は、利用登録データで設定されたポイント利用日の翌月 15 日に、利用されたポイント数に応じた金額（1 ポイントあたり 1 円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします。）
ただし、②の利用者による承認作業が未完了である場合はポイント利用が確定せず、承認作業完了の翌月まで支払いが繰り越されます。

④ 参画パートナーが①の手続きを行うことができるのは、令和9年3月31日までとします。

▼専用サイト受付タイプ

- ① 利用者は、パソコンやスマートフォン等を用いて Web ページにアクセスし、必要情報を入力してプログラムに申込みます。
- ② 参画パートナーは、メールで通知された申込者情報を確認し、適宜申込者とプログラム提供に向けた連絡を取り合います。
- ③ 参画パートナーは、①で作成された利用登録データを確認し、ポイント利用の確定作業を行います。
- ④ 運営事務局は、①のプログラム実施日の翌月 15 日に、利用されたポイント数に応じた金額（1 ポイントあたり 1 円）を参画パートナーの指定口座に振込みます。（振込日が金融機関休業日の場合、翌営業日に振込むものとします。）
ただし、③の参画パートナーによる確定作業が未完了である場合はポイント利用が確定せず、確定作業完了の翌月まで支払いが繰り越されます。
- ⑤ 利用者が①の手続きを行うことができるのは、令和9年3月31日までとします。

7. ポイント利用のキャンセル

- ・参画パートナーは、利用者からプログラムのキャンセルの申し出があった場合、利用者と参画パートナーとの間で決められたキャンセルポリシー等に則り、キャンセルを受け付けることとします。
- ・ただし、ポイントのキャンセルを受け付ける場合は、ポイントのキャンセル手続きによって利用者へポイントを戻すことで対応していただきます。利用者に現金、その他の方法により返金を行うことはできません。
- ・ポイントのキャンセルにかかる手続きの詳細は、登録決定後にお渡しする「参画パートナーの手引き」を参照してください。

<お問合せ先>

長野市子どもの体験・学び応援事業 運営事務局

TEL: 050-5538-3980 (平日 10:00~18:00)

E-mail: info@nagano-hakken.jp

* 土日祝日及び年末年始 (12/29~ 1/3) を除く

* 本事業の運営は、公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン
及び株式会社ながのアド・ビューロが実施しています。